

保護者のみなさまへ

枚方市教育委員会 学校教育部
教育支援室 放課後子ども課長新型コロナウイルス感染症に係る留守家庭児童会室保育料の
減額(還付)措置の終了について(通知)

平素は留守家庭児童会室の運営にご理解、ご協力いただきありがとうございます。

さて、本市の留守家庭児童会室では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、児童又は家族等に感染が確認された場合や留守家庭児童会室を休室した場合等に、保育の提供を受けられなかった日数分の保育料を減額(還付)してきましたが、国の通知に基づき令和5年3月分をもって終了させていただきます。

令和4年度中(令和5年3月分まで)の保育料について減額(還付)手続きをされる場合は、必ず期限内にお手続きください。(原則として、毎月手続きしていただいています。)

令和4年度中(令和5年3月分まで)の保育料の減額(還付)手続き

	対象事由	手続き方法
1	在籍児童本人または同居家族が新型コロナウイルスに感染した場合や、濃厚接触者となり、その期間に、留守家庭児童会室に登室しなかった場合	市ホームページから該当する月の減額(還付)申請書をダウンロードして申請してください。 内容について留守家庭児童会室長の証明を受け、留守家庭児童会室経由で放課後子ども課に申請してください。 令和4年度分の保育料の減額(還付)申請書は令和5年4月21日(金)までに留守家庭児童会室に提出してください。【厳守】
2	在籍する留守家庭児童会室が、新型コロナウイルス感染拡大防止のために休室となった場合	申請不要で、留守家庭児童会室を休室した期間の保育料を減額(還付)します。

※ いずれも、保育料が0円以外の方が対象です。

※ 保育料は一旦満額をお支払ください。

※ 未納の保育料がある場合は、減額(還付)分を充当する場合があります。

※ 原則として保育料の振替口座(振替口座がない場合は直近に返金した指定口座)に振込します。

申請書掲載ページ



<https://www.city.hirakata.osaka.jp/0000046183.html>

【問い合わせ先】

枚方市教育委員会 学校教育部
教育支援室 放課後子ども課
TEL : 050-7105-8201 (直通)
FAX : 072-867-8131